

## 呉圏域における紹介受診重点医療機関の確認について

### 1 紹介受診重点医療機関の明確化

紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。

①外来機能報告制度により、医療機関が紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告

②「地域の協議の場」において協議を行い、協議が整った医療機関を県が公表

※広島県では、地域医療構想調整会議を「地域の協議の場」と位置付けている。

### 2 地域の協議の場

#### 【協議の進め方】

①医療資源を重点的に活用する《基準》を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う《意向》を確認し、《水準》も参考に協議を行う。

②《基準》を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う《意向》を有する医療機関については、水準を活用して協議を行う。

基準	紹介受診重点外来の占める割合が、初診の外来件数の40%以上、かつ再診の外来件数の25%以上
水準	紹介率50%以上、かつ逆紹介率40%以上
意向等	確認においては、医療機関の意向を第一に考慮することとされている。 なお、地域医療支援病院で、基準を満たす病院については、紹介受診重点医療機関になることが望ましいとされている。

区分	意向あり	意向なし
基準を満たす	協議の場で協議の上、紹介受診重点医療機関として確認されれば、県は結果を公表する。	〈地域医療支援病院〉 ・協議の場で協議する前に、県は医療機関に「意向の有無」を再確認する。 ・意向の変更がなければ、協議の場にて意向なしとして協議し、紹介受診重点医療機関にならないことを確認する。 〈その他の医療機関〉 上記と同様とする。
基準を満たさない	・協議の場で協議する前に、県は医療機関に「意向の有無」を再確認する。 ・当該医療機関は、協議の場において基準を満たさないが紹介受診重点医療機関になることを希望する理由を説明し、協議を行う。 ・紹介受診重点医療機関となりうる合理性があると認められ、紹介受診重点医療機関として確認されれば、県は結果を公表する。	〈地域医療支援病院〉 地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を協議の場で確認する。 〈その他の医療機関〉 協議の場での協議は行わない。

(令和5年度第1回 県単位の地域医療構想調整会議 (R5.7.11 開催) 資料より)

### 3 呉圏域における紹介受診重点医療機関の確認

区 分	意向あり	意向なし
基準を 満たす	協議の場で協議の上、紹介受診重点医療機関として確認されれば、県は結果を公表する。	〈地域医療支援病院〉 ・協議の場で協議する前に、県は医療機関に「意向の有無」を再確認する。 ・意向の変更がなければ、協議の場にて意向なしとして協議し、紹介受診重点医療機関にならないことを確認する。 〈その他の医療機関〉 上記と同様とする。
	<b>呉医療センター</b> <b>中国労災病院</b> <b>呉共済病院</b>	
基準を 満たさない	・協議の場で協議する前に、県は医療機関に「意向の有無」を再確認する。 ・当該医療機関は、協議の場において基準を満たさないが紹介受診重点医療機関になることを希望する理由を説明し、協議を行う。 ・紹介受診重点医療機関となりうる合理性があると認められ、紹介受診重点医療機関として確認されれば、県は結果を公表する。	〈地域医療支援病院〉 地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を協議の場で確認する。 〈その他の医療機関〉 協議の場での協議は行わない。
	<b>呉市医師会病院</b>	

#### 《参考》

医療機関	初診の外来件数のうち 紹介受診重点外来の占める割合 (1年間)	再診の外来件数のうち、 紹介受診重点外来の占める割合 (1年間)	紹介率 (7月)	逆紹介率 (7月)
呉医療センター	72.9%	34.8%	59.2%	88.2%
中国労災病院	67.2%	30.1%	73.5%	81.0%
呉共済病院	75.2%	40.0%	60.0%	151.1%
呉市医師会病院	87.6%	22.7%	91.7%	93.4%

#### (再掲)

基 準	紹介受診重点外来の占める割合が、初診の外来件数の40%以上、かつ再診の外来件数の25%以上
水 準	紹介率50%以上、かつ逆紹介率40%以上